



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

*25 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例 (議会事務局) 1

公布された条例のあらまし

◇議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の概要
議会の議員の議員報酬の額を減じる期間を延長しました。(本則関係)

2 施行期日
平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

条 例

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 16 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 25 号

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例(平成16年和歌山県条例第38号)の一部を次のように改正する。

本則中「平成22年4月1日」を「平成23年4月1日」に、「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。